

## 母子生活支援施設の廃止について

### 1. 母子生活支援施設とは

- ・児童福祉法第 38 条に基づき、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設。
- ・埼玉県には、川口市のほか、さいたま市・川越市・戸田市・松伏町にある。

### 2. 母子生活支援施設「川口市立あさひ館」について

#### ①施設概要

- ・建物建築年：昭和 43 年 12 月
- ・居室数：10 室（和室（6 畳）、台所、トイレ、玄関、押入れ）※浴室は共用
- ・定員：8 世帯（暫定定員：4 世帯）  
※指定管理業務委託により運営を実施（受託先は川口市社会福祉事業団）。

#### ②入所状況

令和 3 年度は、最大時、3 世帯 6 人の方が入所していたが、令和 3 年 12 月末で全ての世帯が退所。

### 3. 廃止までの経緯

- ・建物の老朽化及び入所世帯数が減少していることから、①母子生活支援施設の運営を令和 4 年 3 月末までとすること、②廃止後の母子家庭への支援について新たに検討していくことについて、令和 2 年度第 1 回社会福祉審議会児童福祉専門分科会に議題として提出。
- ・分科会の意見を踏まえ、令和 2 年 7 月、施設利用は、令和 4 年 3 月までとし、母子生活支援施設事業は終了。施設を廃止する方針を立てた。
- ・令和 4 年 3 月市議会定例会に、川口市立母子生活支援施設を廃止する条例の議案を提出。

### 4. 施設廃止後の支援について

#### ①母子生活支援施設入所委託事業

児童福祉法第 23 条に基づき、配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申し込みがあったとき、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護する。

#### ②母子等緊急一時保護事業

やむを得ない事情で住居等での居住が困難で、緊急的に宿泊場所等を必要とする母子等を一時保護し、保護期間中に他施策を活用して、そのやむを得ない事情の解消を図る。